販路開拓トライアル事業費補助金交付要領

第１　趣旨

公益財団法人静岡県産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）は、医療分野での開発・改良製品販路開拓トライアル事業において、販路開拓を支援するため、開発・改良した医療機器等を製造する中小企業者に対し、サンプルの製造原価を補助することとし、その交付に関しては、この要領の定めるところによる。

第２　定義

(1)　この要領において「中小企業者」とは、次に掲げるものをいう。
中小企業基本法（昭和３８年７月２０日法律第１５４号）第２条に定められた中小企業者

(2)　この要領において「医療機器等」とは、次の製品をいう。
平成２１年４月１日以降に開発・改良された次のいずれかの製品（ソフトウェアを除く）
ア．医療機器の承認・認証・届出がされており、販売可能な医療機器
イ．医療・介護の分野で利用され、雑品として販売可能な製品であり、取扱説明書が作成されている等安全性が認められるもの。

(3)　この要領において「医療従事者等」とは次に掲げるものをいう。
医師、看護師を含むコメディカルスタッフの事をいう。

(4)　この要領において「製品１個あたりの製造原価」は以下の方法により算出したものをいう。
販売業者に対する販売単価×０．７５
＊厚生労働省「平成 22 年度医薬品・医療機器産業実態調査」より「内資・製造販売業者・単体ベース」の売上原価（７５％）を参照

(5)　この要領において「サンプル」とは、デモンストレーションを目的として、医療従事者等に試用してもらうため、無償で提供（貸与も含む）する医療機器等のことをいう。

第３　補助の対象、補助率等

(1) 対象となる中小企業

県内に本事業を遂行する主たる事務所、事業所を有する中小企業者で医療分野において、自ら製品の開発・改良に携わった医療機器等を製造する事業者（ＯＥＭ含む）。

(2) 対象となる製品

製品登録審査会を経て、製品登録決定されている製品で、県内に事務所、事業所を有する中小企業者が自ら開発・改良に携わった医療機器等。

但し、販路開拓トライアル事業にて原価補助の交付を受けた同一医療機器等のサンプルを同一医療機関に提供する場合は補助の対象としない。

(3) 補助率等

補助率はサンプル製品１個あたり（１台、１セット、１パッケージ）の製造原価に対し２/３以内とし、１企業 20 万円を上限とする。

第４　交付の申請

提出書類
ア．試用依頼書（様式第１号）
イ．交付申請書（様式第２号）

第５　交付の決定

理事長は、第４の申請があったときは、その内容を精査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助総額の合計が事業予算額に達するまで、交付決定するものとする。

第６　交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものである。

(1)　補助金事業の決定、確定等に当たり、補助事業者名、住所、試用製品名を公表することを了承すること。

(2)　補助事業に係る帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

(3)　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに補助金が交付されているときは、産業財団に返還しなければならないこと。

ア．補助金を交付申請書に記載の目的用途以外に使用した場合

イ．虚偽の申請及び報告を行った場合

ウ．（１）～（２）の各項の条件に反する場合

第７　実績報告

(1) 提出書類

試用結果報告書（様式第３号）

(2) 提出期限

事業年度の２月末日

第８　交付の確定

理事長は、第７の実績報告を受けたときは、その内容の審査により、補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助すべき額を確定するものとする。

第９　補助金の支払

補助金の支払は、第８の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に、これを行うものとする。

第 10　請求の手続き

(1) 提出書類

製造原価補助請求書（様式第４号）

(2) 提出期限

第８の確定後すみやかに提出

第 11　立入検査等

理事長は、本事業の適正を期すため必要があると認めるときは、補助対象者に対して報告させ、又は産業財団職員に補助対象者の事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

附則

この要領は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。